

重度心身障害者(児)医療費助成受給券をお持ちの皆様へ

重度心身障害者(児)医療給付助成に係る 長期収載品の選定療養の取扱いについて

医薬品の新たな仕組みとして、令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(選定療養費)がかかります。

- ・ 特別の料金(選定療養費)は、重度心身障害者(児)医療給付助成の対象となりませんので、自己負担していただくこととなります。

重度心身障害者(児)医療給付助成は、保険給付の対象となるものを補助対象としていますので、特別な料金(選定療養費)は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 先発医薬品を処方、調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金(選定療養費)はかかりません。
- ・ 使用感や味など薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望した場合に特別の料金(選定療養費)がかかります。
- ・ 特別の料金(選定療養費)の金額について
先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金がかかります。消費税を加えた金額をお支払いいただきます。

担当：千葉県 健康福祉部 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

TEL：043-223-2383 FAX：043-221-3977